

官 印 省 略
20230529 近 畿 第 29 号
令 和 5 年 6 月 2 日

熊取町長 藤原 敏司 殿

近畿経済産業局長 伊吹 英明

導入促進基本計画の同意について

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づき、令和5年5月18日をもって同意に係る協議のあった導入促進基本計画については、同条第3項の規定に基づき同意する。

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 5 年 5 月 1 8 日

近畿経済産業局長 伊吹 英明 殿

熊取町長 藤原 敏司

中小企業等経営強化法第 4 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の
同意を得たいので協議します。

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は平成 16 年（2004 年 12 月）、約 45,000 人をピークに減少に転じており、令和 5 年 4 月末日時点（約 43,000 人）ではピーク時より約 2,000 人もの減少となっている。また高齢化比率も増加傾向にあるなど、人口の減少や人口構成の変化により、まちの活力を維持することが喫緊の課題である。

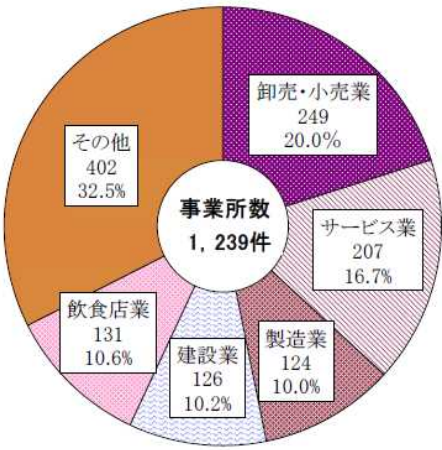
町の産業構造は、卸売・小売業 20.0％、サービス業 16.7％、製造業 10.0％、飲食業 10.6％、建設業 10.2％となっており（平成 28 年経済センサス活動調査より）町内事業所数を平成 26 年と平成 28 年を比較すると、事業所数は減少している。

以上から、本町の事業所数の減少を解消し、雇用を確保するため、本町経済の活性化及び産業の発展を促進する目的で、先端設備等の導入を支援するとともに、中小企業者の労働生産性向上を図る必要がある。

産 業 別 構 成 比

(平成28年6月1日現在)

資料：H28年経済センサス活動調査



1 産業(大分類)別事業所数、従業者数

産 業 (大分類)	平成 24 年		平成 26 年		平成 28 年	
	事業所数 (件)	従業者数 (人)	事業所数 (件)	従業者数 (人)	事業所数 (件)	従業者数 (人)
農 林 水 産 業	3	16	3	13	2	9
鉱 業	-	-	-	-	-	-
建 設 業	134	609	124	551	126	529
製 造 業	131	1,267	130	1,087	124	1,168
卸 売 業 ・ 小 売 業	265	1,559	256	1,386	249	1,616
金 融 保 険 業	14	112	13	116	13	121
不 動 産 業	115	194	117	238	113	245
運 輸 通 信 業	24	247	18	189	18	168
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	-	-	-	-	1	1
情 報 通 信 業	-	-	4	8	4	15
※ サ ー ビ ス 業	203	944	206	1,012	207	1,006
公 務	-	-	-	-	-	-
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	133	832	129	831	131	812
医 療 ・ 福 祉	123	2,545	149	2,691	158	3,037
教 育 ・ 学 習 支 援 業	80	1,109	88	1,106	85	1,135
複 合 サ ー ビ ス 事 業	6	55	8	71	8	68
総 数	1,231	9,480	1,245	9,299	1,239	9,930

資料：大阪府統計年鑑第4章「4-3」

（２）目標

先端設備を導入することで、少子高齢化や人材不足など厳しい事業環境を乗り越える労働生産性の高い中小企業を増やし、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に５件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２ 先端設備等の種類

本町産業は、卸売・小売業、サービス業、製造業など多様な業種が本町の経済及び雇用を支えられているため、本計画において対象とする先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備全てとする。

３ 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

熊取町内の中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を目指すことから、本計画において対象となる区域は、熊取町内全域とする。

（２）対象業種・事業

本町産業は、卸売・小売業、サービス業、製造業など多岐に渡っており、多様な業種が本町の経済及び雇用を支えている。いずれの産業も本町の地域経済、地域雇用、地域文化などにとって欠かせないものであるため、多様な設備投資を支援する観点から、全業種を対象とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取り組みは、先端設備の導入による業務の効率化、省エネの推進など多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率３％以上向上すると見込まれる事業全てとする。

４ 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

令和５年６月２６日から令和７年３月３１日までとする。

計画期間は原則として２年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である４月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和７年３月３１日とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間、５年間とする。

５ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。